

外国人介護人材日本語学習支援補助金 (R5～)

外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との相互の円滑なコミュニケーションの促進と外国人介護人材の確保及び育成を図るため、外国人介護人材の日本語学習に係る経費を一部補助します。

1 対象事業所

本市に所在する介護サービス事業所であって、外国人介護人材と雇用契約を締結した受け入れ機関

2 補助対象介護職員

- (1) 在留資格「技能実習」又は「特定技能 介護」を有すること
- (2) 市内介護サービス事業所で介護職員として12か月以上の任期を有すること

3 対象経費

- (1) 日本語教師のへ報償費（謝金）
- (2) 日本語学習の外部委託費又は受講料（サービス利用料に限る。）
- (3) 日本語学校へ通学する際の交通費
- (4) 日本語学習教材費
- (5) その他市長が必要と認める経費

4 補助率・補助上限額

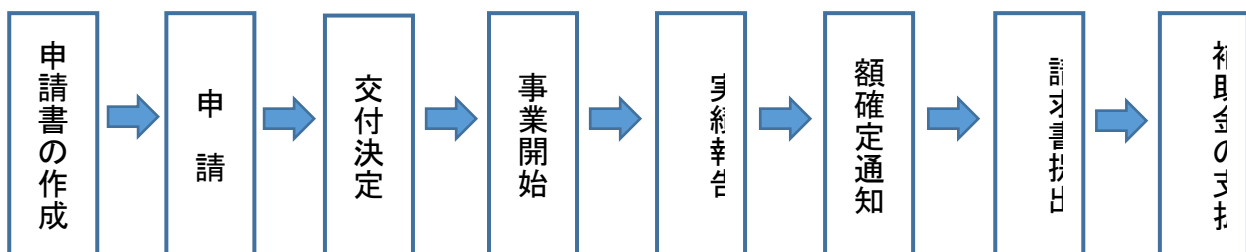
補助率：1/2

補助上限額：**20万円**／1人あたり

（1法人3人まで）



5 申請の流れ



【問い合わせ先】

東広島市健康福祉部介護保険課

電話：082-420-0937

メールアドレス：hgh200937@city.higashihiroshima.lg.jp